

「指定訪問介護」

重要事項説明書

社会福祉法人長寿の森
二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4073001523 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所の概要	2
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. サービス内容	4
6. サービス利用料金	5
7. サービス利用に関する留意事項	6
8. 秘密保持及び個人情報の使用	7
9. 苦情の受付及び第三者による評価の実施状況	7
10. 緊急時の対応方法	8
11. 事故発生時の対応	8

1、事業所の概要

【法人】

法人名	社会福祉法人長寿の森
代表者氏名	理事長 神成 裕介
所在地	茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原 5 1 3 7 番地
電話番号	0 2 9 - 8 4 0 - 2 8 8 1
法人がおこなっている 他の事業所	二日市温泉翔裕園デイサービス 二日市温泉翔裕園訪問介護ステーション

【事業所】

事業所名	二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション
管理者	菊武 一美
事業所の種類	指定訪問介護
指定番号	指定訪問介護…4073001523
所在地	福岡県筑紫野市湯町 1 丁目 1 5 - 2 5
電話番号／FAX	0 9 2 - 4 0 3 - 2 0 7 0 / 0 9 2 - 9 2 1 - 8 2 0 2

【運営規程の趣旨】

社会福祉法人 長寿の森が実施する指定訪問介護に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別紙運営規程に定めるものとする。

2、事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問介護サービスの事業は要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

- ① 指定訪問介護サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- ④ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定訪問介護サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- ⑧ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせないものとする。
- ⑨ 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ⑩ 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

3、事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	筑紫野市・太宰府市・大野城市・春日市・那珂川市
営業日・営業時間	月曜日～日曜日（9：00～17：00）
休業日	無 休

4、職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
サービス提供責任者	2 名	
訪問介護員	3 名	3 名
事務職員		1 名

（令和 6 年 6 月 1 日現在）

※住宅型有料老人ホーム 二日市温泉翔裕園の介護職員との兼務を含む場合がある。

5、サービス内容

➤ 指定訪問介護

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共にを行う自立支援の為のサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
食事介助	配膳、食事姿勢の確保、接食介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
整容介助	日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。）
着衣介助	着替えの準備、手伝い。
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への移動の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。

(2) 生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日常品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

※ サービス提供時毎に実施記録を作成。実施記録は基本的にはその都度行うがシステム使用・タブレットの数の都合上、時間差での入力となる。

6、サービス利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則としてその利用者の自己負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【 訪問介護サービス 】 ※基本

※詳細は負担割合別資料（別添－１）を確認ください。

【 加 算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

○初回加算

新規に介護計画を作成し利用者へサービス提供した場合に算定。

※１月につき

○夜間・早朝・深夜加算

夜間（１８時から２２時）、または早朝（６時から８時）の時間帯に利用者へサービス提供した場合所定単位の２５％が加算されます。

深夜帯（２２時から６時）の時間帯は所定単位の５０％の加算となります。

○介護職員処遇改善加算Ⅱ

介護職員の賃金の改善等を実施し、基準等を満たした場合に算定され、基本部分と各種加算、減算（処遇改善加算等を除く）した合計単位数の２２．４％が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上を占めている場合基本部分と各種加算、減算した合計単位数の１０％が加算されます。

【 減 算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

○同一建物減算（１０％減算）

当事業所と同一建物に居住する一定以上の利用者に対してサービスを提供した場合に基本部分から１０％の減算となります。

○同一建物減算（１２％減算）

当事業所と同一建物に居住する一定以上の利用者に対してサービスを提供し、一定期間内の利用提供数が９０％を超えた場合に基本部分から１２％の減算となります。

○キャンセル料

- ① 利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。

（状態の急変など、やむを得ず緊急な場合のキャンセル料は不要です。）

- ② キャンセルが必要となった場合にはご連絡ください。

連絡先：二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション

☎（０９２）４０３－２０７０

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無 料
利用予定日の当日	基本利用料の半額

○その他料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域外から、片道１０キロメートル未満	一律３００円
実施地域外から、片道１０キロメートル以上	一律６００円

7、サービスの利用に関する留意事項

サービスの利用にあたり、利用者及び利用者の家族等への禁止行為を以下の通りに定め、その状況が発生又は生ずるおそれのある場合には、サービスの利用を停止、又は終了とさせていただきます。

- ① 職員に対する身体的暴力

（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

→（例）物を投げつける／蹴る／唾を吐く等

- ② 職員に対する精神的暴力

（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）

→（例）大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／理不尽なサービスを要求する等

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント

(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

→ (例) 必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする等

8、秘密保持及び個人情報の使用

(1) 当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

(2) 当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

(3) 当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

9、苦情・相談の受付及び第三者による評価の実施状況等

(1) 当事業所相談窓口

二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション

苦情受付窓口（担当者）	サービス提供責任者 本川 崇行
所在地	福岡県筑紫野市湯町1丁目15-25
電話番号	092-403-2070
受付時間等	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関（サービス提供地域）

苦情受付窓口	所在地	電話番号
筑紫野市役所 健康福祉部 高齢者支援課	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	092-923-1111
太宰府市役所 介護保険係	太宰府市観世音寺一丁目1番1号	092-921-2121
春日市役所 高齢課	春日市原町3丁目1番5号	092-584-1111
大野城市役所 介護サービス課	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1860
那珂川市役所 高齢者支援課	那珂川市西隈1丁目1番1号	092-953-2211
福岡県国民健康保険 団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859

※個人により行政機関窓口は異なります。サービス提供地域外の連絡先は（別添-2）を確認ください。

(3) 第三者による評価の実施はありません。

利用者様の意見を把握する取組としてエレベーターの中にメッセージボックスを設置しております。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご報告するとともに、ご指定の連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお当事業所では、以下の賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
加入保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険

12. 衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

氏 名 _____

【家族又は代理人】

氏 名 _____ (続柄 _____)

【事業者】

住 所 _____ 福岡県筑紫野市湯町1丁目15-25

事業所名 _____ 二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション

説 明 者 _____